

児童館・児童センター等の利用料について

1 目 的

長野市では財政構造改革プログラムの推進を図る中、受益者負担の適正化を図るため、行政改革推進局を中心に、行政サービスに係る受益者負担の基準について検討を進めている。

こうした中、平成 18 年度から指定管理者制度を取り入れた児童館・児童センター、また、児童クラブについては、年々登録児童数が増加してきており、運営費等の財政負担も年々増加してきている。

現在、児童館等においては、おやつ代等を除き利用料は無料となっているが、受益者に応分の負担をお願いすることにより、行政サービスの公平性を確保するとともに、利用者へのより一層のサービスの向上を図るため、利用料を導入するもの

2 検討状況

- ・ 中核市の状況調査 別添資料
- ・ 児童館等の館長、運営委員長及び保護者会の代表者に対する説明会
(導入に向けての基本的な考え方)
- ・ 保護者、児童館職員に対するアンケート調査 (現在集計中)

3 今後の検討スケジュール(案)

- ・ 6月4日 社会福祉審議会への諮問
- ・ 6月末頃 アンケート結果の集計作業終了
- ・ 7月中旬 アンケート結果の集約
- ・ 11月頃 行政改革推進局による受益者負担金に係る統一的な基準案の決定
- ・ 12月~ 行政改革推進審議会への諮問・審議、答申
- ・ 20.5月頃 基準案に基づく利用料案の検討
- ・ 20年度中 答申を踏まえ利用料案の検討
児童館等、運営委員会、保護者会への説明
社会福祉審議会からの答申、条例改正